

〔平 3 0 . 1 1 . 7
総 2 0 - 4〕

参 考 資 料

〔経済社会の I C T 化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）〕

平成30年11月7日（水）

財 務 省

目次

○ 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告② (税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成29年 11月20日 政府税制調査会】(抜粋).....	3	・仮想通貨交換業者の対応(一般社団法人日本仮想通貨交換業協 会提出資料).....	18
○ 自主的な適正申告の促進策.....	5	・年間報告書の提供(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出 資料).....	19
・シェアリングエコノミーに関する近年の動向(主なもの).....	6	・自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報 提供(イメージ).....	20
・シェアリングエコノミーの仕組み.....	7	・金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応.....	21
・シェアリングエコノミーの類型.....	8	・法定調書の本人交付の取扱いについて.....	23
・シェアリングエコノミーの市場規模.....	9	・国税庁ホームページの申告書作成システムにおける利便性の向上 策.....	24
・住宅宿泊事業法の概要.....	10	・マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイ メージ).....	25
・住宅宿泊事業に係る情報連携.....	11	・事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ).....	26
・協会の自主的取り組み(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提 出資料).....	12	○ 自主的な適正申告の担保策.....	27
・現状認識と要望(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出 資料).....	13	・法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲.....	28
・仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化(主なもの).....	14	・仮想通貨取引による所得の申告状況.....	29
・改正資金決済法等の概要.....	15	・現行の調書における仮想通貨の取扱い.....	30
・仮想通貨に関する所得の計算方法等について.....	16	・制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)の各国比較.....	31
・「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」につ いて.....	17		

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者の情報

出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。(詳細は下記の参考2を参照)

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。(詳細は下記の参考3を参照)

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

(参考2) 主要国における取組 (法定調書)

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

(参考3) 主要国における取組 (情報提供要請権限)

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

自主的な適正申告の促進策

シェアリングエコノミーに関する近年の動向（主なもの）

<シェアリングエコノミー全般>

平成 28 年 11 月

内閣官房 IT 総合戦略室シェアリングエコノミー検討会議、
中間報告書を公表

- ・ 中間報告書の一項目として、シェアリングエコノミー・モデルガイドライン*を提示。
- * 各業界が自主的なガイドライン等を策定する場合に盛り込むことが考えられる項目及び内容を示したもの。

平成 29 年 6 月

（一社）シェアリングエコノミー協会、
「シェアリングエコノミー認証制度」を開始

- ・ 上記モデルガイドラインに沿って業界の自主ルールを策定するとともに、同ルールに適合したプラットフォーム事業者を認証（申請ベース）する仕組み^{（注1）}。
- ・ 利用者の本人確認の実施が審査項目の一つ^{（注2）}。

（注1）平成 30 年 9 月現在、20 事業者が認証を受けている。

（注2）当該認証を受けていないプラットフォーム事業者においても、自主的に本人確認を実施している例が複数ある。

（参考）平成 30 年 7 月

内閣府「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書」公表
→ シェアリングエコノミーの市場規模（生産額）について、
4,700 億円～5,250 億円と試算。

<民泊>

平成 29 年 6 月 住宅宿泊事業法成立

平成 30 年 6 月 住宅宿泊事業法施行

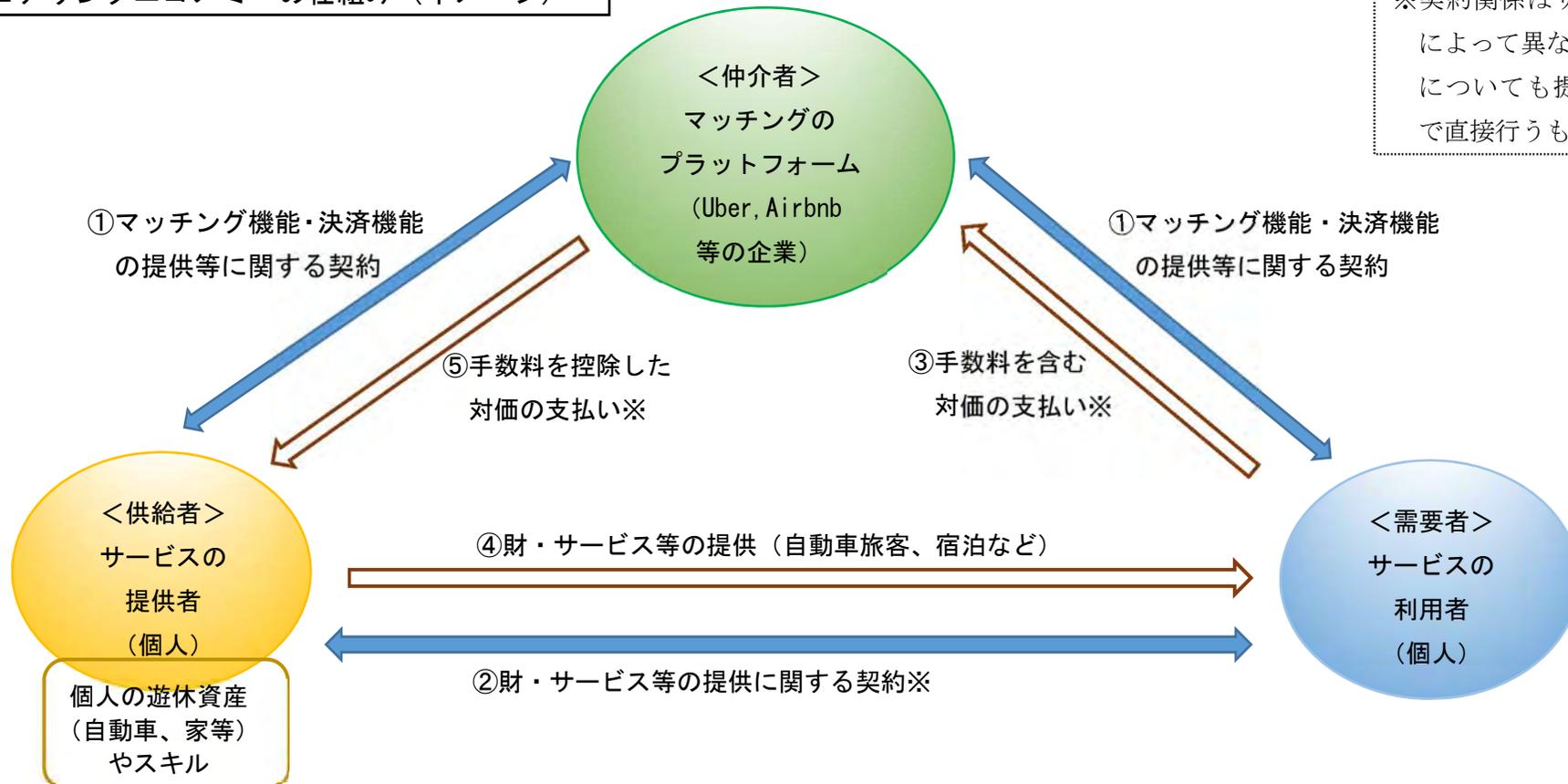
- ・ 住宅宿泊事業者（民泊のホスト）について、都道府県知事への届出を義務化。
- ・ 住宅宿泊事業者の登録情報や実際の宿泊者数等はデータベース化。国税当局を含む関係行政機関で情報を共有。

シェアリングエコノミーの仕組み

○ 総務省「平成 29 年版情報通信白書」(平成 29 年)では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

(注) シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

シェアリングエコノミーの仕組み (イメージ)



(出典) 内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」(平成 30 年 7 月) 及び各社約款等を基に財務省作成。

シェアリングエコノミーの類型

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋

3.1 国内シェアリング・エコノミー業界の概況

各分野のシェアリングについて、既存の産業分類との関連を踏まえ、業態を類型化。

分野	類型	事業内容	備考
スペース	民泊	個人の自宅や空家等住宅をシェアし宿泊者向けに貸し出し	
	その他不動産の賃貸	空き地やテナント等の空きスペース、シェアオフィス等のレンタル	※主にBtoC
	その他	駐車場のレンタル	
		広告スペースのシェア	
移動	ライドシェア	個人(家計)が行う旅客輸送サービスや相乗り(のマッチング)	※白タクは道路運送法上の規制対象。
	タクシー等のマッチング	法人(企業)や個人事業主が行う伝統的な旅客輸送サービス(のマッチング)	※タクシー配車等既存産業と同様。
	乗り物のシェア	個人(家計)が所有する自動車等の乗り物を貸し借りする。	※モノのシェアに該当。
	レンタカー等	法人(企業)等が自ら所有するものの賃貸サービス	※レンタカー等既存産業と同様。
モノ	モノのレンタル	服飾品や雑貨等を個人間で貸し借り 企業等の保有資産(服飾品、自動車、研究設備等)をレンタル	※主にC to C ※主にB to C
	中古品販売	中古品を売買	
	ハンドメイド品販売	個人のハンドメイド品を売買	
スキル・時間	オンラインマッチングサービス	家事サービスもしくは家政婦等(のマッチング) イラスト制作等、個人のスキルのフリーマーケット	※家事サービス等は既存産業と同様。 ※代行などの時間のシェアを含む。
	クラウドソーシング	企業等がインターネットを介して不特定多数の人々に案件の依頼を行う。	
カネ	寄付型	被災地・途上国等の個人・小規模事業者等に対して、ウェブサイト上で寄付を募集する、等	
	購入型	購入者から前払いで集めた代金を元手に、製品の開発・生産等を行い、完成後の製品・サービス等を購入者に提供する等	
	投資型	プラットフォーム事業者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する(第一種少額電子募集取扱業) ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う。(第二種少額電子募集取扱業) ・事業者に融資を行う(貸金業)	

シェアリングエコノミーの市場規模

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋
（赤枠は財務省にて付加）

4.3 シェアリング・エコノミーの生産額の試算（2016年）^{注1) 注2)}

- 各分野ごとの生産額の規模を試算した上で、2.2で検討した3つの領域を踏まえつつ規模を整理。全体の生産額規模は約4,700億円～5,250億円程度。
- 「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」の規模は950億円～1,350億円程度。

シェアの分野	生産額規模（2016年）			総額
	「①SNAの生産の境界外となるもの」	「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」	「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」	
	中古品販売 CtoCの金融取引等	CtoCの実物取引等	仲介手数料、 持ち家帰属家賃（民泊分）等	
スペース	—	700億円～1,000億円程度	700億円～800億円程度	1,400億円～1,800億円程度
モノ	2,700億円～2,750億円程度 ^{注3)}	150億円程度	100億円～150億円程度	3,000億円程度
スキル・時間	—	100億円～200億円程度	50億円程度	150億円～250億円程度
カネ	— (550億円～600億円程度 ^{注4)})	—	150億円～200億円程度	150億円～200億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})
合計	2,700億円～2,750億円程度 (+カネのシェア550億円～600億円 ^{注4)})	950億円～1,350億円程度	1,000億円～1,200億円程度	4,700億円～5,250億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})

注1) 現時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

注2) 移動のシェア（ライドシェア）については、道路運送法上の白タク規制などの規制を踏まえ、我が国における経済活動は極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

注3) モノ①の生産額規模は、総額の3,000億円程度から②及び③を差し引いている。

注4) カネのシェアのうちC to Cの資金の取引に関してはSNA上の生産に当たらず金融取引となるため、参考値とし、合計からも除外している。

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

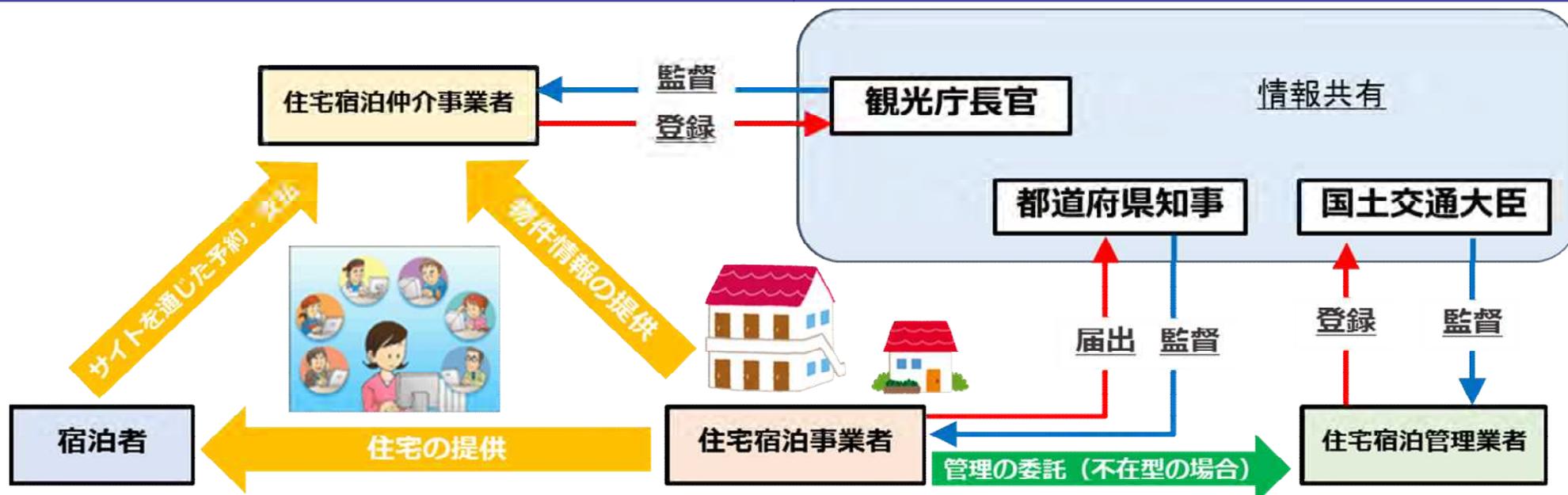
2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

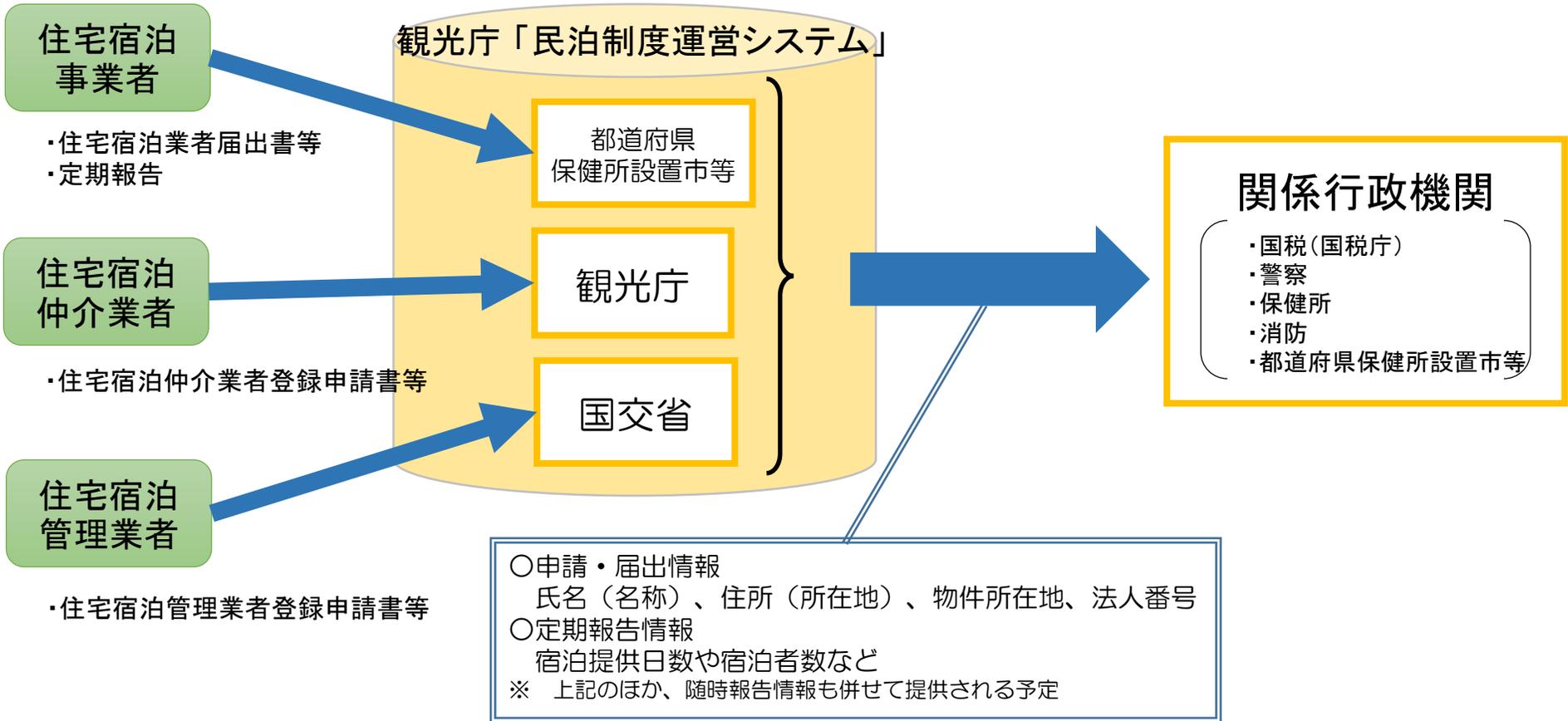
- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日



住宅宿泊事業に係る情報連携

- 住宅宿泊事業に関連する各事業者の情報は、観光庁で取りまとめの上、関係行政機関へ提供
- 提供に当たっては、申請・届出情報に加え、各種報告情報も付加



協会の自主的取り組み

シェアワーカーク向け確定申告セミナーを国 税庁協力のもと開催



イベントは終了です
～シェアと税制度の未来を考える2018～はじめて確定申告入門講座
セミナー

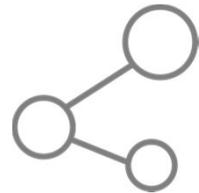
主催：一般社団法人シェアリングエコノミー協会
後援：国税庁
企画協力：(株)マネーフォワード
確定申告普及推進パートナー(サービス名)：スペースマーケット・
クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・
ランサーズ

ユーザーに向けた確定申告の お知らせの雛形を配信



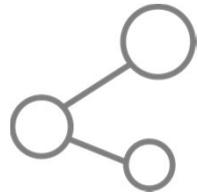
現状認識と要望

協会は、シェアエコ課税問題を重要課題と位置づけており、必要な対応を行う用意がある



1. シェアリングサービス利用者の確定申告制度の認知の向上と普及に向けて

- サービス提供者個人に対する納税申告の啓発
 - 社会的にユーザーの申告納税に対する認知は必ずしも高くない
政府・民間が協働で納税への啓発を強化する必要がある



- 確定申告手続きの利便性の向上
 - ICTを活用した納税の利便性の向上

2. 制度検討について

- プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の情報提供制度については慎重な検討が必要
 - PFが持つユーザーの情報は企業ごとに差
 - 創業5年以内の事業者が多く、対応負荷が大きい企業も存在
- 海外とのイコールフィッティングを図り健全な競争環境の整備が必要



仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化（主なもの）

平成 29 年 4 月 改正資金決済法*の施行

- ・ 「仮想通貨」の定義を法定（注1）
- ・ 仮想通貨交換業者に対する登録制を導入（平成 29 年 9 月、初回 11 社が登録）
- ・ 仮想通貨交換業者に対し、
①口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、②顧客への取引情報の提供（注2）等を義務付け。

* 資金決済に関する法律

平成 29 年 7 月 改正消費税法施行令の施行

- ・ 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成 29 年度税制改正）。

平成 29 年 12 月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表

- ・ 仮想通貨取引による所得の計算方法について Q&A 形式で説明。

平成 30 年 2～3 月 平成 29 年分所得税等の確定申告

- ・ 仮想通貨取引を含む雑収入が 1 億円以上あった申告の件数は 3 3 1 件。

平成 30 年 国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開催

- ・ 仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。

（注1）資金決済法 2 条⑤ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注2）仮想通貨交換業者に関する内閣府令 17 条④ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量についての情報を提供しなければならない。

改正資金決済法等の概要

○ 平成 29 年 4 月に改正資金決済法等（※）が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入

（注）みなし仮想通貨交換業者について

法施行前から仮想通貨交換業を行っていた業者であって登録審査中の者。登録審査の間、営業を認めないと、当該業者や利用者に混乱や不利益が生じるおそれがあるため、他の金融関連の制度も参考に、登録可否の判断が行われるまで業務を行うことを認める経過措置を設けたもの。

仮想通貨交換業者に対する規制

（1）マネロン・テロ資金供与規制（改正犯罪収益移転防止法）

- 顧客の本人確認（口座開設時、200 万円超の仮想通貨と法定通貨等との交換時、10 万円超の仮想通貨の移転時）
- 本人確認記録、取引記録の保存
- 疑わしい取引の当局への届出
- 体制整備（社内規則の整備、研修の実施、統括責任者の選任、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など）

（2）利用者保護の規制（改正資金決済法）

- 内部管理体制（経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など）の整備
 - ・社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
- 利用者への情報提供
 - ・法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
 - ・取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
 - ・その他リスク（ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示）など
- 最低資本金・純資産に係るルール（資本金 1,000 万円以上、純資産額が負の値でない）
- 顧客財産と自己財産の分別管理
 - ・金銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理
 - ・仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理
- 分別管理・財務諸表の外部監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善命令など

（※）平成 28 年 6 月に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）」による改正後の「資金決済に関する法律（改正資金決済法）」及び「犯罪収益移転防止法（改正犯罪収益移転防止法）」等をいう。

（出典）金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第 2 回）資料を基に作成

仮想通貨に関する所得の計算方法等について

- 国税庁においては、下記のとおりHPにおいて、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について取りまとめ、仮想通貨を売却した場合の計算方法等の課税上の取扱いについてQ & A形式で公表。

【国税庁HPより】

個人課税課情報 第4号 平成29年12月1日 国税庁個人課税課

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

この情報（FAQ）は、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について、取りまとめたものです。

（注1）この情報は、平成29年12月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この情報で使用している事例（取引金額や取引相場を含む）は、架空のものです。事例に応じた適正な価額による一般的な取引を前提に記載しています。

（注2）例えば、年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却又は使用による所得が20万円以下の方については、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。

確定申告が必要となる場合については、

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2016/a/01/1_06.htm

をご覧ください。

【Q & Aの例】

1 仮想通貨の売却

問 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した際の所得の計算方法を教えてください。

（例）3月9日 2,000,000円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。

5月20日 0.2ビットコイン（支払手数料を含む。）を110,000円で売却した。

答 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

上記（例）の場合の所得金額は、次の計算式のとおり、10,000円です。

$$\begin{array}{rcccl} 110,000 \text{円} & - & (2,000,000 \text{円} \div 4\text{BTC}) \times 0.2 \text{BTC} & = & 10,000 \text{円} \\ \text{【売却価額】} & & \text{【1ビットコイン当たりの取得価額】} \text{【支払ビットコイン】} & & \text{【所得金額】} \end{array}$$

【左記の他下記のQ & Aが掲載】

- ・ 仮想通貨での商品の購入
- ・ 仮想通貨と仮想通貨の交換
- ・ 仮想通貨の取得価額
- ・ 仮想通貨の分裂（分岐）
- ・ 仮想通貨に関する所得の所得区分
- ・ 損失の取扱い
- ・ 仮想通貨の証拠金取引
- ・ 仮想通貨のマイニング等

「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」について

【国税庁HPより】

平成30年4月26日

「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」の開催について

国税庁では、平成29年12月に仮想通貨取引に関する所得計算方法を公表するとともに、その内容について仮想通貨関連団体に対して顧客等への周知・広報を依頼するなど、関係者の協力も得ながら、仮想通貨取引等の適正な申告と納税に向けた環境整備に努めているところです。

今般、国税庁では、仮想通貨交換業者を所管する金融庁の出席・協力も得つつ、仮想通貨関連団体とともに納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備について検討するため、「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催します。

(参考1) 当面の協議事項例

仮想通貨取引所利用者に対する所得計算上必要な情報の提供といった申告利便向上策

(参考2) 第1回会合は、平成30年4月27日(金)に、中央合同庁舎第7号館内会議室にて開催します。

(参考)

- 開催実績：平成30年4月～10月：計5回（継続中）
- 主な協議事項：
 - ① 仮想通貨交換業者から顧客に対する申告に必要な情報（※）の提供について
※年始／年末の仮想通貨数量、年中に購入・売却した仮想通貨数量、同合計金額 等
 - ② 仮想通貨の相続手続について

3. 仮想通貨交換業者の対応

- 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ
例) A社の税金・確定申告に関するアンサーページ

なお、ライトコインの「購入数量」「購入金額」は、ライトコインを売却した年度の確定申告において取得価額の計算に必要となりますのでご注意ください。

(3) 証拠金取引(仮想通貨FX)による損益

年間取引報告書に記載された「損益合計」の金額「-5,635,446円」が損益となります。

(4) 損益の合算

上記(1)～(3)の損益を合算します：

各商品合計損益
= (1) + (2) + (3)
= 2,953,138円 + 2,573円 - 5,635,446円
= -2,679,735円

計算例では、対象年度における当社での仮想通貨取引の合計損益がマイナスとなったため、当社においてのみ仮想通貨のお取引している場合は、申告すべき雑所得はないことになります。

他社でも仮想通貨のお取引があった場合、上記(4)の合計損益「-2,679,735円」は他の取引所における取引の損益と通算できませんが、雑所得以外の所得との損益通算はできませんのでご注意ください。

また、当該損益は翌年度に繰り越すことはできません。

年間取引報告書

下記のとおり、ご報告申し上げます。

《現物取引》

通貨名	取引通貨	購入数量	購入金額	売却数量	売却金額	キャンペーン
ビットコイン	0 BTC	87,604 BTC	27,696,681円	56,691 BTC	20,774,832円	0.341357 BTC
イーサリアム	0 ETH	0 ETH	0円	0 ETH	0円	0 ETH
ビットコインキャッシュ	0 BCH	0 BCH	0円	0 BCH	0円	0 BCH
ライトコイン	0 LTC	10 LTC	86,320円	0 LTC	0円	0 LTC
リップル	0 XRP	100 XRP	2,696円	100 XRP	5,269円	0 XRP
合計			27,783,077円		20,780,101円	

《証拠金取引》

売買損益	レバレッジ手数料	その他	損益合計
-5,461,361円	-184,145円	0円	-5,635,446円

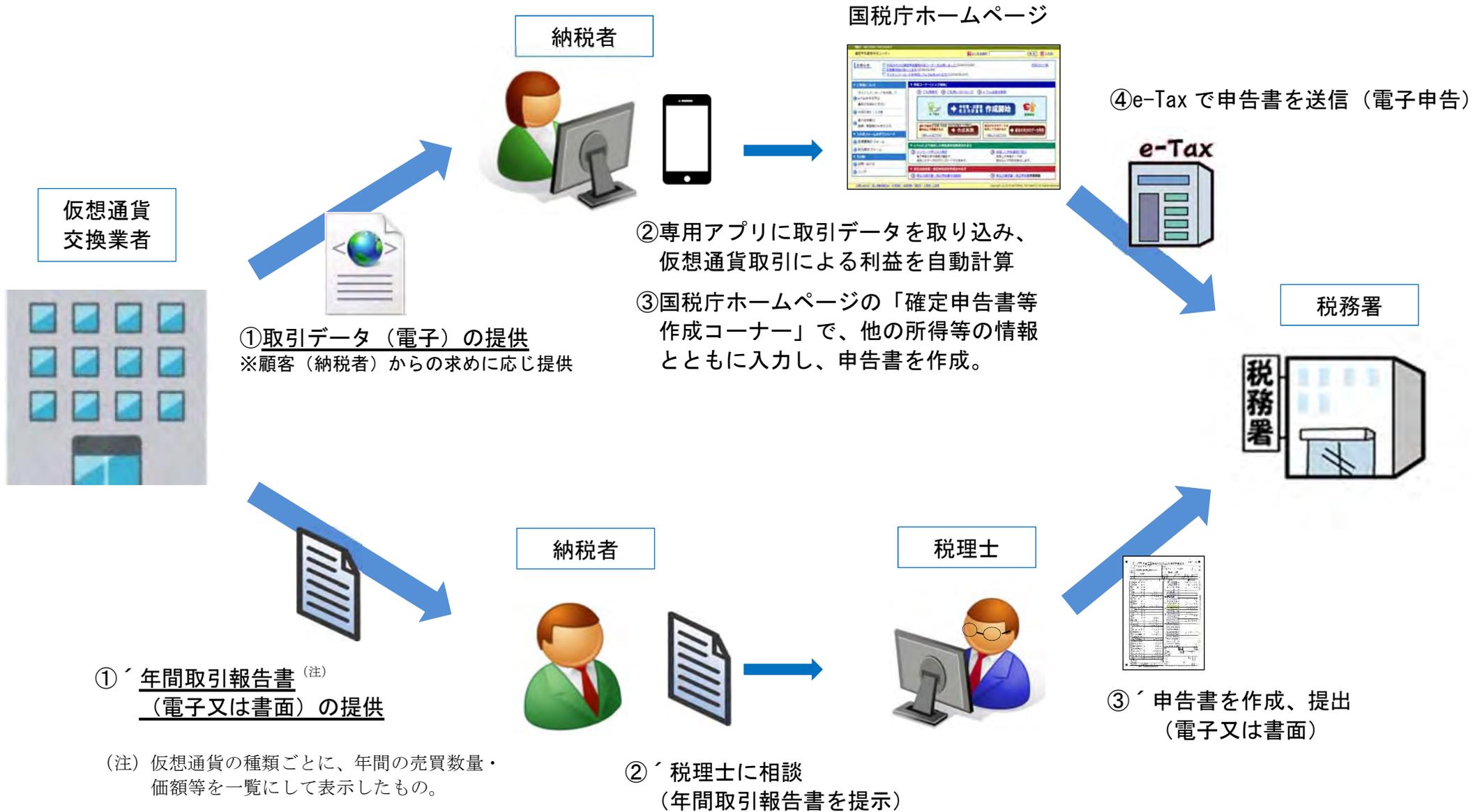
※確定申告の流れについては、「仮想通貨取引の確定申告を書面で行う場合の流れを教えてください。」よりご参照ください。

また、年間取引報告書の詳細は「年間取引報告書の見方について教えてください。」よりご確認ください。

1. 年間報告書の提供

- 国税庁が主催する「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」において、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議中
- 2018年分の確定申告より、国税庁は、個人の納税者に対して“仮想通貨の計算書”を提供する予定
- 仮想通貨交換業者各社は、顧客（納税者）が“仮想通貨の計算書”を簡易に作成できるよう、“年間報告書”の提供を行う方針
(顧客から求めがあった場合には、取引履歴のデータも提供)
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表する方針

自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供（イメージ）



金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応

- 近年、消費税の脱税を目的とした金の密輸が急増し、装飾品や部品に加工して隠匿するなど、手口も巧妙化している。

「ストップ金密輸」緊急対策

背景

- 増加する旅客、貨物について、迅速で円滑な通関を行う必要。
- 消費税の脱税目的の金地金密輸入の摘発が急増。
811件、約2.8トン(平成28年) → 976件、約4.5トン(平成29年1-9月)
- 金地金の密輸入を税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の利益が犯罪組織などに流れているおそれ。

訪日外国人旅行者数(単位:万人)



(注)「日本政府観光局(JNTO)」資料に基づき作成。

金地金の密輸によって利益を得る仕組み(例)



金密輸を阻止するための緊急かつ抜本的な対策が必要

金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応

- 財務省関税局においては、こういった状況を踏まえ、金地金の密輸に対し税関における水際での法執行を積極的かつ厳格に推進するために「ストップ金密輸」緊急対策（平成29年11月7日）を策定し、検査の強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実等に取り組んでいる。

「ストップ金密輸」緊急対策

基本的な考え方

- 迅速で円滑な通関を行うとともに、これまでにない広範で厳格な密輸取締り
- 関係省庁と連携した総合的な対策
- 緊急かつ抜本的な対策として早急を実施

ストップ金密輸

第一の柱 検査の強化

- 旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
- 門型金属探知機の新規配備やX線検査装置の拡充による効率的な検査
- 監視艇の活用による洋上取引対策

第二の柱 処罰の強化

- 厳正な通告処分の実施
- 告発の増加を目指し、警察、検察、海上保安庁など関係機関との連携強化
- 東京、大阪、門司税関に特別調査チームを編成
- 罰則の強化

第三の柱 情報収集・分析の充実

- 関係者や広く国民の皆様からの情報収集（密輸ダイヤルの活用）
- 国内外の関係機関との情報共有・連携強化
- 情報分析力の強化
- 国内流通経路におけるコンプライアンスの確保

広報の充実・体制の強化

法定調書の本人交付の取扱いについて

- 法定調書制度については、課税標準の的確な把握を行い、適正な課税の確保に資するために、特定の者に対して、支払の事実を内容とした調書を税務当局に提出するよう義務づけているもの。
- そうした制度趣旨や提出義務者の事務負担等を踏まえ、原則として、本人(支払を受けた者)に対する調書の交付は義務付けられていないが、確定申告を行うことなく支払者が源泉徴収を行って納税義務を履行させる場合の多い取引等については、支払金額等の正否を確認させる観点から、本人交付も義務付けている。
- また、法令上、本人交付が義務付けられていない法定調書についても、慣行上、支払者によるサービスとして、法定調書の写し(ないしは明細書等別の様式)により、支払金額等が本人に通知されるのが一般的である。

【主な法定調書の取扱い】

法定調書名	提出省略基準(主なもの)	源泉徴収義務	本人交付義務
給与所得の源泉徴収票	年500万円以下 (年末調整済みの場合)	○	○
公的年金等の源泉徴収票	年60万円以下 (扶養親族等申告書の提出がある場合)	○	○
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	年5万円以下	○	×
生命保険契約等の一時金の支払調書	100万円以下/回	×	×
不動産の使用料等の支払調書	年15万円以下	×	×
特定口座年間取引報告書	なし	本人による選択	○

マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)

納税者

①

マイナポータルの開設

② 国税庁ホームページの
確定申告書等作成コーナーを利用



③
マイナンバー
カードで認証



④
証明書データを
自動で取得・自動転記



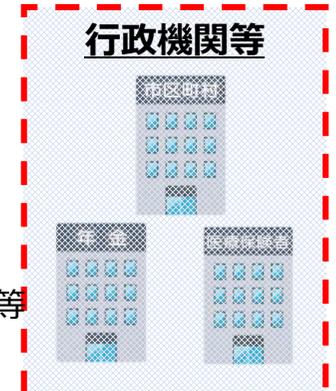
⑤ e-Tax送信



■ 年末調整控除申告書作成システムについても、確定申告書等作成コーナーと同様、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを活用して、控除申告書を作成・送信。(平成32(2020)年10月～)(※)

データ連携

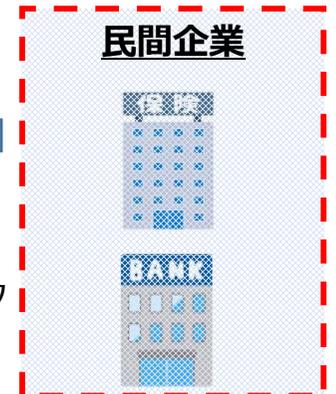
・医療費データ等



民間送達
サービス

電子交付

・保険料控除証明書データ
・住宅ローンの年末残高証明書データ
・支払情報(要検討)

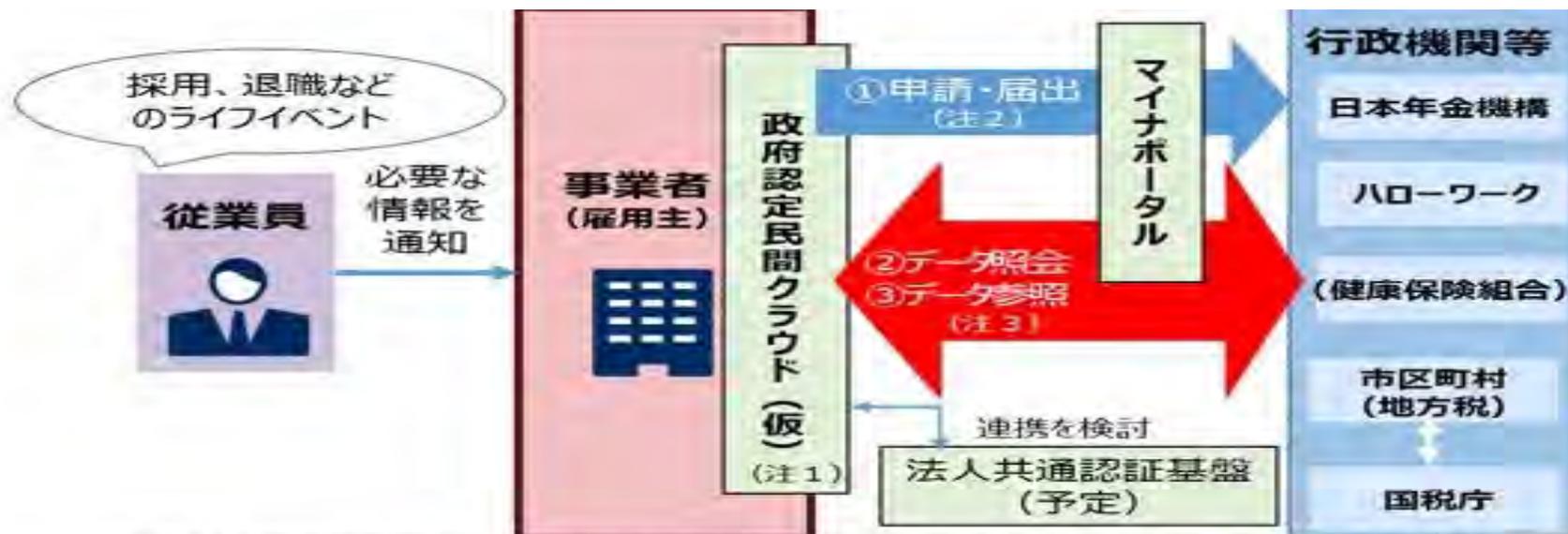


(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ)

- 内閣官房においては、一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力重複してクラウドに情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化や、BPRを含めた従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進することを検討。
- 平成30年度中にロードマップを策定し、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組む。
- 例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等(注1)に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する(注3)仕組みを構築することが考えられる。

従業員情報の新しい提出方法に係る構想の全体像(イメージ)



(注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。

(注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要な提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。

(注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

出典: 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の中間整理
(平成30年10月19日第3回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会資料・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

自主的な適正申告の担保策

法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

- 「法定調書制度」は、納税者の所得把握や源泉徴収義務の履行確認等を行い、適正・公平な課税を確保する観点から設けられている仕組み。利子・配当・株式等譲渡対価、給与・公的年金等、報酬・料金等の支払をする者に対して支払調書等の提出が義務付けられている。
- このうち、「報酬・料金等の支払調書」については、一定の範囲の人的役務の提供等に係る支払がその対象として限定列挙されている（主なものは下表のとおり）。

主な報酬・料金等の区分	調書の省略基準
(1) 弁護士や税理士等に対する報酬、作家や画家に対する原稿料や画料、講演料等	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
(2) プロ野球の選手などに支払う報酬、契約金	
(3) 芸能人などに支払う出演料等	
(4) 外交員、集金人、電力量計の検針人等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
(5) バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(6) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	
(7) 馬主に支払う競馬の賞金	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

（注）住宅宿泊事業者（民泊事業者）に支払う使用料、スマートフォンを用いた個人による宅配サービスの料金、アフィリエイト報酬、インターネットオークションの売上等については、上記の「法定調書制度」の対象外

仮想通貨取引による所得の申告状況

※ 平成 30 年 5 月 国税庁報道発表資料（抜粋）（注）平成 30 年 11 月 29 日の国税庁報道発表資料により一部訂正

仮想通貨の課税

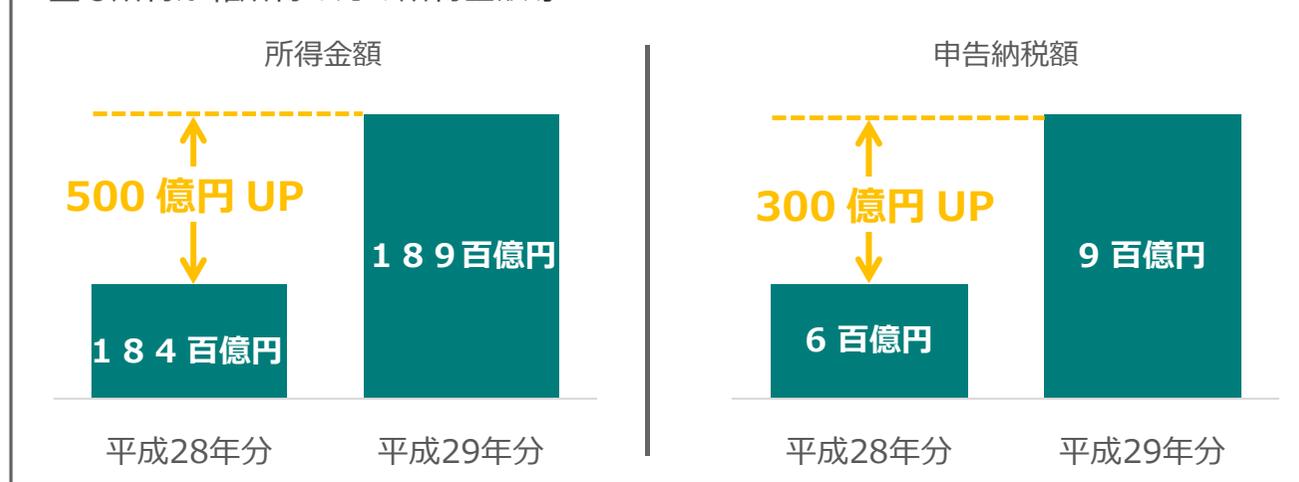
確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	331 人

主な所得が雑所得の方の所得金額等



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

現行の調書における仮想通貨の取扱い

		関連する現行の調書	仮想通貨の取扱い
取引	国内	なし	× 〔仮想通貨取引は法定調書(注1)の対象外〕
	国外移転	国外送金等調書 (金額基準:100万円超) 国外証券移管等調書	× 〔対象は金銭・有価証券の移動のみ(仮想通貨は対象外)〕
保有	国内	財産債務調書 (所得基準:2千万円超) (資産基準:総資産3億円以上又は有価証券1億円以上)	○ 〔財産債務調書は財産全般が対象(仮想通貨も所得基準・資産基準を満たせば記載対象)〕
	国外	国外財産調書(注2) (資産基準:国外財産5千万円超)	× 〔仮想通貨の所在地は、「その財産を有する者の住所」で判定(国外財産には含まれない)〕

(注1)現状法定調書の種類は60種類(30年改正後)。

(注2)所得基準・資産基準を満たせば財産債務調書にも国外財産は記載される。

制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）の各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
第三者からの法定調書	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調書の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。